⑶　特定信託為替取引に係る資金の受入方法

⑷　業務受託者等への送金情報の伝達方法

⑸　特定信託為替取引に係る資金の払出方法

（記載上の注意）

１．「特定信託受益権の種類等、発行方法」は、単位（外貨建ての特定信託受益権を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。）、内在するリスク、償還に要する期間等やインターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。

２．「特定信託為替取引に係る指図の受付方法」は、指図の受付方法（インターネット及び店頭等）を記載し、利用者に対し組戻しが生じた場合の返金方法を確認する方法を併せて記載すること。

３．「特定信託為替取引に係る資金の受入方法」は、資金の受入方法（口座振込等）及び分割入金の可否を記載し、特定信託為替取引に係る指図の受付から資金を受け入れるまでの処理を併せて記載すること。

４．「業務受託者等への送金情報の伝達方法」は、送金情報の伝達方法（送金システムへの入力等）を記載すること。

５．「特定信託為替取引に係る資金の払出方法」は、資金の払出方法（口座振込等）を記載すること。

６．特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

７．「特定信託為替取引に係る業務の提供方法」に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

⑹　特定信託為替取引の概要図
